

# All Japan Educational Model United Nations

---



## Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.2

**Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)**

2026年8月8日

---

Sponsor: Burkina Faso, Cabo Verde, Chad, Cote d'Ivoire, Djibouti, Ghana, Kenya, Malawi, Nigeria, South Africa, Tanzania, Uganda and Zambia

第25回ローマ規程締約国会議は、

国家主権を尊重する重要性を確認し、

制裁的アプローチよりも、司法や技術の支援を行うことが有効であると認識し、

各国の情勢を考慮せず、非協力認定されていることを遺憾に思い、

地域機構がICCに協力することで、ICCの執行能力が向上することを認識し、

締約国の中に自国での司法能力構築が難しい国があることを認識し、

締約国が協力義務を果たせない事情を客観的に評価する基準が明確でない現状を懸念し、

最貧国をはじめとした多くの国が、深刻な財政難により分担金の納付が困難である現状を認識し、

ICCの持続的な活動には、安定した資金が必要であることを確認し、

非締約国によるICC職員への制裁的措置や威迫行為がICCの独立を脅かしていることを深く懸念し、

ICC関係者が不当な経済制裁を受けている現状を遺憾に思い、

1. 締約国に対し、自国内での司法能力強化を実施することを強く求める；
2. すべての締約国および関係国際機関に対し、国内司法制度が不十分な国に対してインセンティブを通じた司法制度支援を促進することを求める；
3. ICCに対して、以下の項目を考慮せずに、締約国による義務の不履行を一律に「非協力」と認定し、国連安全保障理事会等へ通報する措置を停止することを強く求める：
  - a. 国家の安全保障が脅かされる場合；
  - b. 国内の司法制度が整っていない場合；
4. ICCに対して、各地域機構と協力するために対話をする機会を設けるよう要請する；
5. ICCに対し、予算計画に締約国への司法能力構築支援の項目を追加するよう依頼する

6. ICCに対し、以下を通じて各国の司法能力を向上させることを求める：
  - a. 裁判官などの司法関係者に対する専門的支援；
  - b. 司法制度の整備の支援；
  - c. 捜査および被害者支援に関する能力構築支援
  - d. 証人の安全保障支援
7. ICCに対し、ICCが扱う事件に関して客観的なガイドラインを作成することを提案する；
8. ICCに対し、締約国の個々の財政状況を踏まえた上で、分担金の振り分けを行うことを提案する；
9. ICCに対し、未払い分担金の支払いにおいて、当事国の経済状況を考慮し、必要に応じて納期を調整することを要請する；
10. ASP、国連総会、および関係国際機関に対し、以下の行為が行われた場合にICCの独立性を支持する共同声明を発信することを促す；
  - a. 不当な制裁；
  - b. 強迫行為；
11. ICCに対し、制裁にあったICC関係者の最低限の生活を保証する仕組みの構築を要請する。制裁にあったICC